

# 第10. 漁業権漁業について

## (1) 漁業権漁業 (海面)

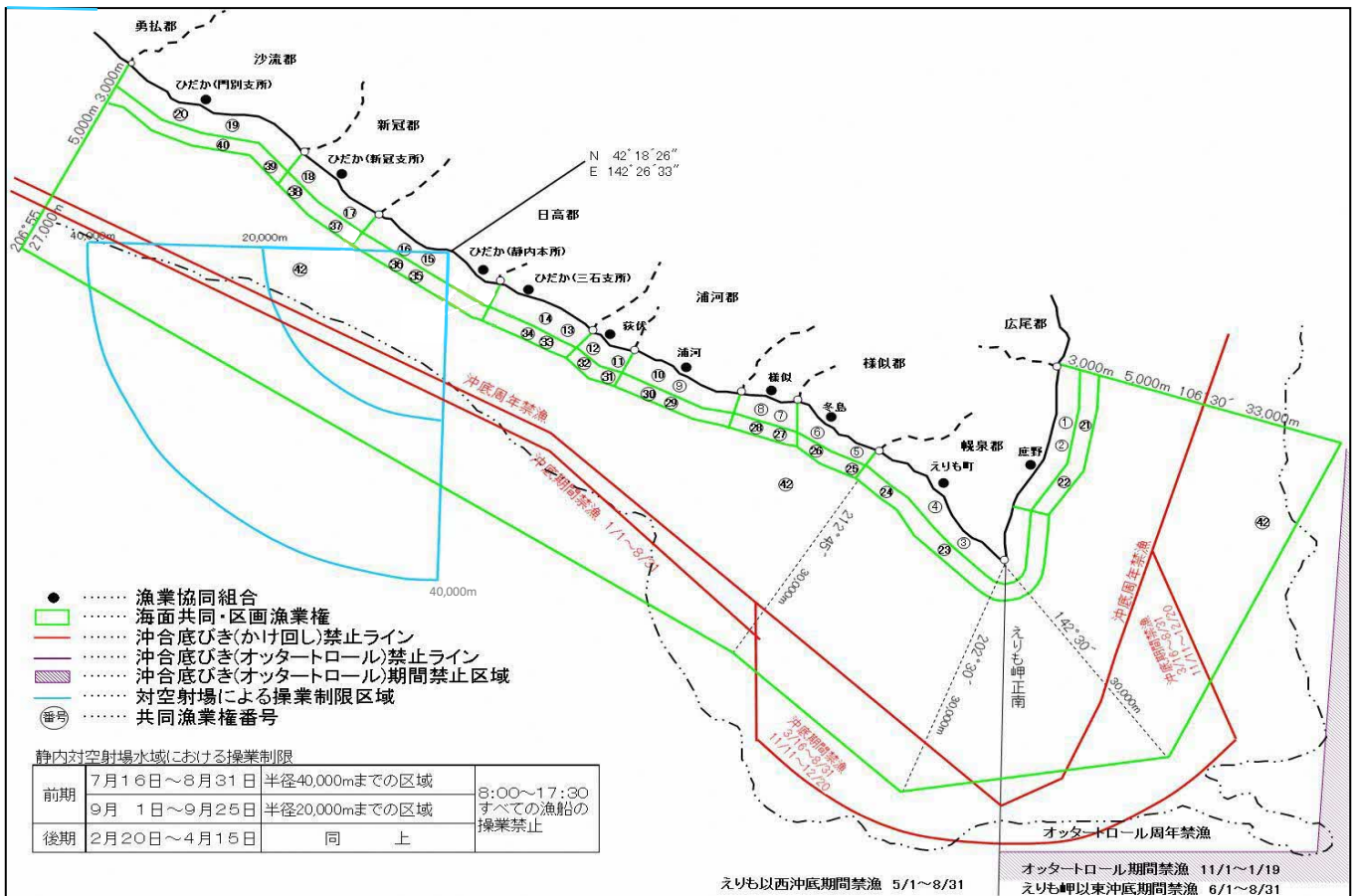
### 《共同漁業》

海面共同漁業権は、第一種から第三種共同漁業に区分され、漁協単有40件、管内3漁協共有1件の計41件が免許されており、漁業権の内容としては第一種は、主にこんぶ漁業、たこ漁業、ほっき貝漁業、第二種は、各種刺網漁業、第三種は、地びき網漁業となっています。

### 《定置漁業》

当管内に設定されている定置漁業権の漁業名称は、さけ定置網となっており春網、秋網、春秋併設網の3種類に区分され、その内訳は春網12ヶ統、秋網27ヶ統、春秋併設網19ヶ統の計58ヶ統が免許されています。

### 【漁業権漁場図 (海面)】



## (2) 漁業権漁業（内水面）

### 《共同漁業》

内水面共同漁業権は、ししやも漁業及びやまべ・こい漁業を内容とした第五種共同漁業として管内2件（2漁協）に免許されています。

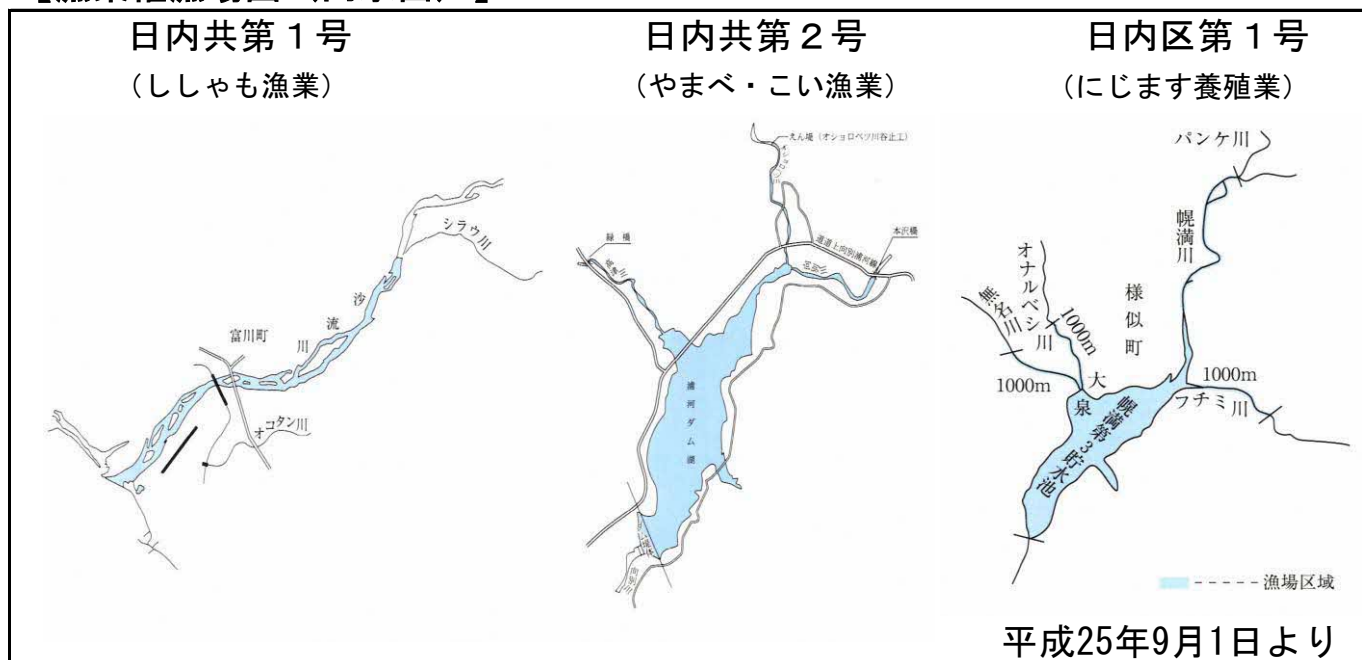
この漁業権には、その内容となっている水産動植物の増殖が義務付けられており漁業権者は、種苗放流、産卵床の造成等を実施しています。

### 《区画漁業》

内水面区画漁業権は、管内に1件（1法人）免許されています。

漁業の内容は、にじます養殖業となっています。

### 【漁業権漁場図（内水面）】



## 第11. 知事・大臣許可漁業について

### (1) 知事許可漁業

知事許可漁業は、北海道漁業調整規則第5条に掲げる漁業であり、管内全体の知事許可漁業は令和3年12月末現在で1,228件となっています。

管内の代表的な知事許可漁業は、つぶかご漁業、たこ漁業(箱、空釣)等です。

#### 【漁業種類別知事許可漁業件数】

(令和3年12月末現在)

漁業種類		漁業時期	件数
太平洋小型さけます流し網	10ト未満	4/15~7/7	6
	10ト以上		1
小型機船底びき網(手繰第二種)(ししやもこぎ網)		10/1~12/10	44
えびかご		3/1~10/31	48
かにかご	東部(えりも本所~庶野支所)	12/5~2/22	26
	西部(ひだか~冬島支所)	1/15~3/29	37
すけとうだら固定式刺し網	10ト以上	4/1~3/31	10
	10ト未満	4/1~3/31	160
たこ漁業	かご	3/1~10/31	202
	箱・空釣り	4/1~3/31	
あいなめかご		6/15~10/31	153
つぶかご		4/1~3/31	98
めぬけ固定式刺し網		4/1~3/31	44

漁業種類		漁業時期	件数
たら固定式刺し網		10/1~1/31	34
かれい固定式刺し網		10/21~4/30	57
小型機船底びき網(手繰第三種)(ほっきがいか網)		4/1~3/31	100
小型機船底びき網(手繰第三種)(なまこけた網)		4/1~3/31	67
いか釣り		6/1~12/31	64
潜水器(うに、なまこ、えむし)		4/1~3/31	31
えりも以東太平洋海域におけるさんま漁業	流し網	7/8~9/30	36
	棒受け網(10ト未満)	7/22~11/30	1
	棒受け網(5ト未満)	7/15~11/30	-
さんま棒受け網(林-ツ海域)		8/20~12/25	4
かじき等流し網		1/1~12/31	5
合計			1,228

### (2) 大臣許可、届出漁業

大臣許可漁業とは、漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第1項であり、届出漁業とは漁業の許可及び取締りに関する省令第77条第1項に定められた漁業であります。

管内全体の大員許可漁業・届出漁業は令和3年12月末現在で33件となっています。

管内の代表的な大臣許可漁業は沖合底びき網漁業です。

#### 【漁業種類別大臣許可、届出漁業件数】

(令和3年12月末現在)

漁業種類		漁業時期	件数
許可	沖合底びき網	4/1~3/31	2
	かつお・まぐろ	4/1~3/31	1
	北太平洋さんま	8/1~12/31	4
	かじき等流し網	1/1~12/31	6
合計			13

漁業種類		漁業時期	件数
届出	沿岸まぐろはえ縄	8/16~8/15	0
	小型するめいか釣り	1/1~12/31	20
合計			20

## 第12. 遊漁船業について

### (1) 遊漁船業の適正化に関する法律について

遊漁船業を営むためには「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づき北海道知事の登録を受けなければなりません。

○登録のための主な要件は次のとおりです。

- ・登録拒否要件（法第6条第1項）に該当していないこと。
- ・利用客1人あたり3000万円以上の損害賠償の保険契約等に参加していること。（省令第6条）
- ・遊漁船業務主任者を選任していること（法第12条）

※遊漁船業の登録は、5年ごとに更新を受けなければ、期間の経過により効力を失ってしまいます。

○遊漁船業務主任者になるための要件は次のとおりです。

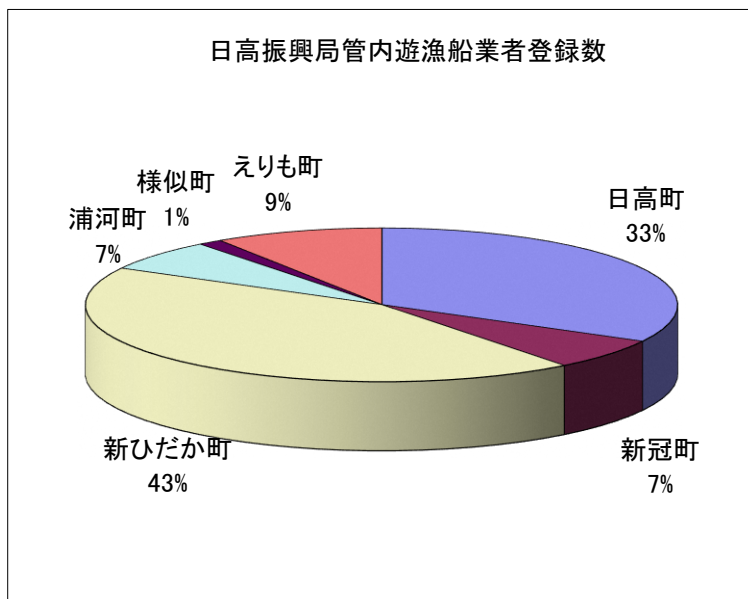
- ・操船資格があること。（省令第10条第1項第1号）
- ・遊漁船業の実務経験を有するか、実務研修を修了していること。（省令第10条第1項第2号）
- ・遊漁船業務主任者講習を修了していること。（省令第10条第1項第3号）

※遊漁船業務主任者講習の修了証明書の有効期間も5年間となっており、期間満了の前に更新の講習を受講しなければなりません。

### (2) 遊漁船業者登録数について

日高振興局管内の遊漁船業者登録数は令和3年12月末現在で、76名（法人含む）となっており、そのうち漁業と兼業する登録者は74名となっています。

（単位：名）



日高振興局管内遊漁船業者登録数	
日高町	25
新冠町	5
新ひだか町	33
浦河町	5
様似町	1
えりも町	7
管内計	76

## 第13. 各種取締・規制について

### (1) 内水面及び河口付近におけるさけ・ます等の採捕の禁止

#### <<内水面におけるさけ・ますの採捕禁止>>

内水面においては、水産資源保護法第25条の規定により「さけ」の採捕が禁止されています。

また、「ます」(さくらます、からふとます、べにます、ぎんます及びますのすけをいう。)については、北海道漁業調整規則第38条の規定により同じく採捕が禁止されています。

#### <<河口付近におけるさけ・ますの採捕禁止>>

当管内の河川の河口付近においては、「さけ」及び「ます」の採捕の禁止区域、禁止期間を次の表のとおり定めています。(北海道漁業調整規則第42条)

また、各種漁業(小型定置漁業、底建網漁業、固定式刺し網漁業、流し網漁業、地びき網漁業及び船びき網漁業)については同表の区域、期間における操業を禁止しています。(同規則第43条)

#### 【禁止区域及び禁止期間】

(令和3年3月末現在)

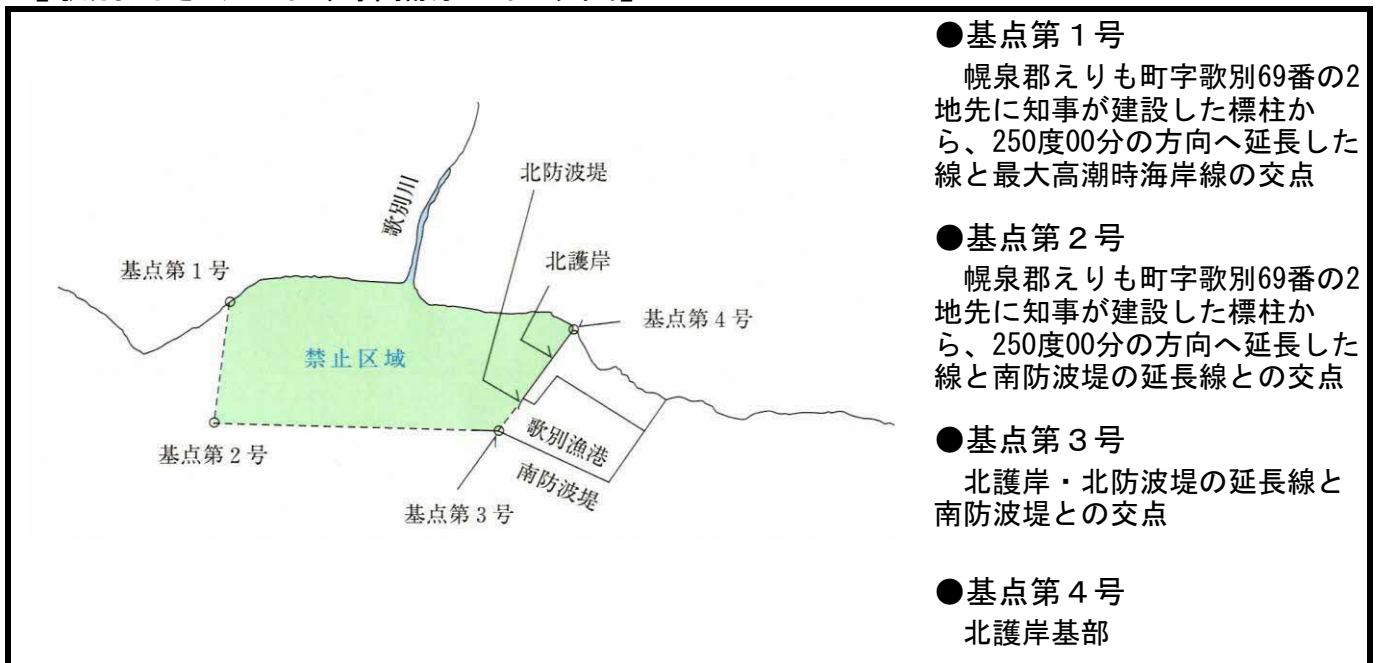
町名	河川名	禁止期間	区域 ※1		備考
			左・右岸(m)	沖合(m)	
日高町	沙流川	5/1~11/30	1,000	1,000	
新冠町	新冠川	9/1~11/30	700	700	
新ひだか町	静内川	5/1~11/30	1,000	1,000	
	三石川	5/1~6/30及び9/1~11/30	500	500	
浦河町	日高幌別川	5/1~11/30	1,000	1,000	
様似町	ニカンベツ川	5/1~8/31	300	500	
えりも町	歌別川	5/1~11/30	次頁図のとおり		
	猿留川	5/1~11/30	300	300	

※1 左右岸の規制区域は標柱などで示されております。沖合距離は最大高潮時海岸線からの距離です。

(左岸とは河口から海に向かって左側の海岸です。)

この表で示している左右岸の距離は、一応の目安としてください。

## 【歌別川さけ・ます採捕禁止区域図】



### ＜＜やまべ禁漁について＞＞

5月1日から6月30日までの期間は、日高振興局管内すべての河川でやまべの採捕が禁止されています。

### 注 意

カギ（俗称「ひっかけ」）により、水産生物を採捕することは、北海道漁業調整規則で禁止されています。  
違反した場合は同規則により罰せられますので注意して下さい。

※ ひっかけとは、針の形状に係わらず行為者が能動的に生物に漁具をひっかけて採捕する行為をいいます。



## (2) 保護水面

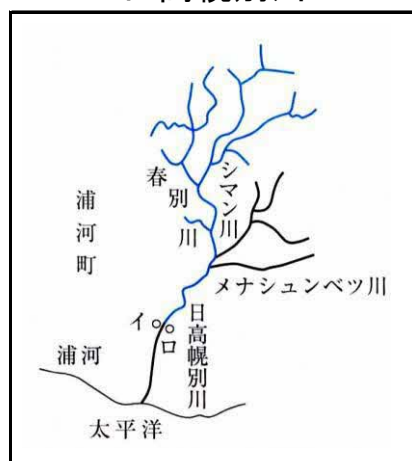
当管内では、水産資源の保護培養のため水産資源保護法第15条の規定により3河川が保護水面に指定されています。

保護水面においては、すべての水産動物の採捕が禁止されています。

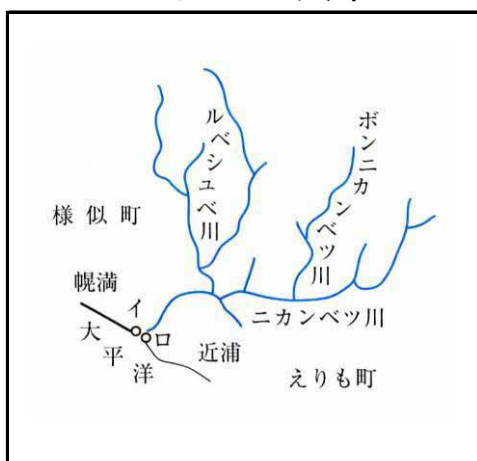
### 【保護水面指定状況】

河川名	区 域	禁止期間	保護動物	根拠法令
日高幌別川	幌別川本流西舎橋から上流春別川・シマン川・メナシュベツ川合流点間の本流と、春別川本支流	周年	水産動物	水産資源保護法 第15条
ニカンベツ川	ニカンベツ川本支流			
歌別川	歌別川本支流			

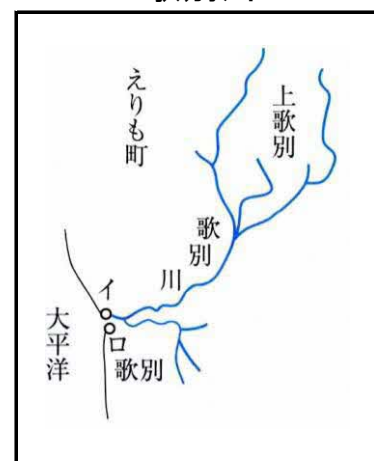
日高幌別川



ニカンベツ川



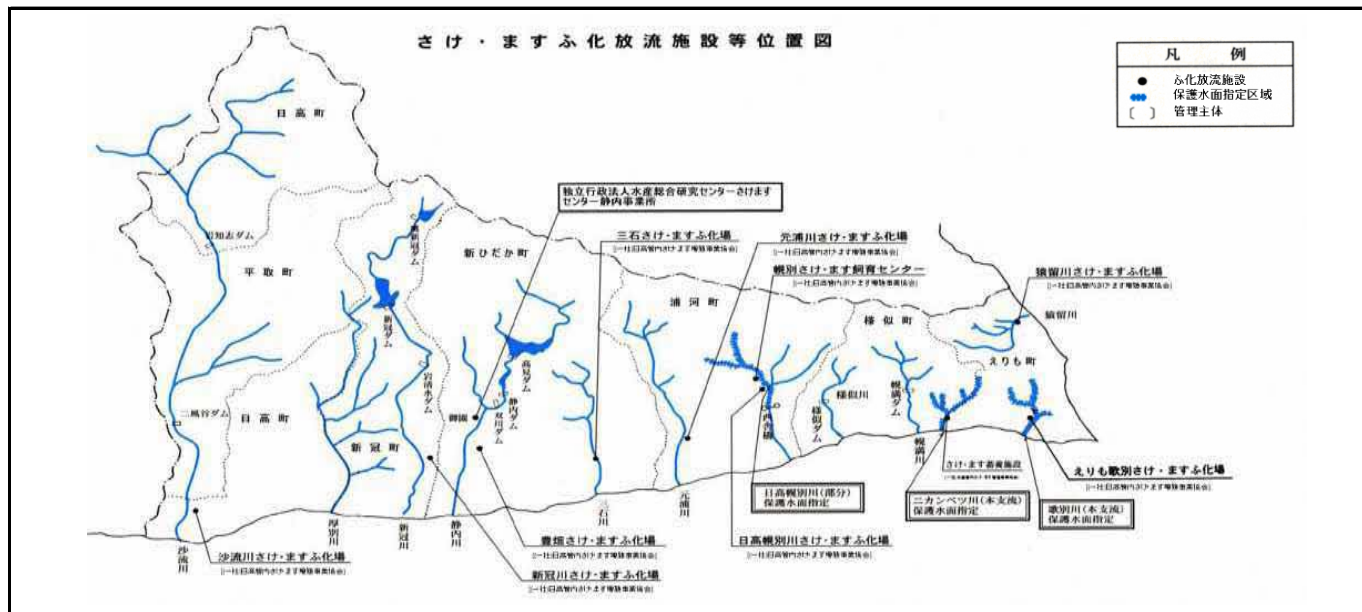
歌別川



## 第14. さけ・ます増殖事業について

### (1) さけ・ます人工ふ化放流施設一覧

管内の重要水産資源であるさけ・ますについては、国・道及び民間団体の協力体制のもと人工ふ化放流による増殖対策が進められており、増殖事業は現在、下図のとおり13施設が整備されています。しかしながら、未だ不十分な点も多く、今後新規施設、既存施設の充実が望まれているところです。なお、水産資源保護法第15条に基づき、日高幌別川、ニカンベツ川及び歌別川の3河川が保護水面の指定を受け、資源の維持培養が図られています。

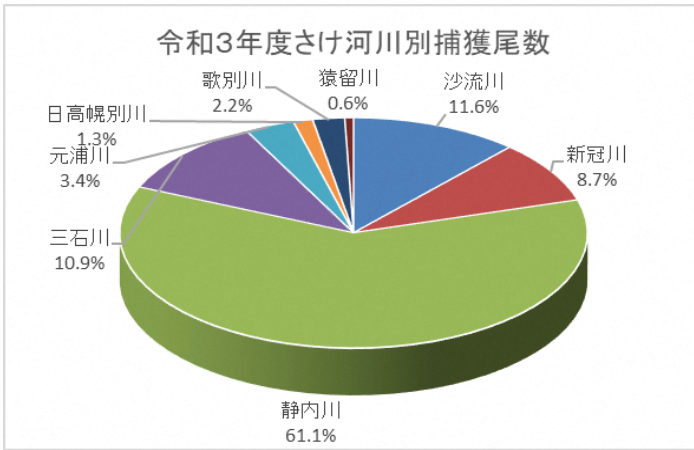


### (2) 日高振興局管内さけ・ます増殖事業実績

令和3年度の日高振興局管内のさけ親魚捕獲及び採卵数は77,371尾、65,076千粒となりました。これは前年に比べ親魚確保数で26,439尾の減、採卵数で24,145千粒の増となっており、平成24年度から過去10ヶ年の結果と比べ捕獲数で8位、採卵数で7位となっています。



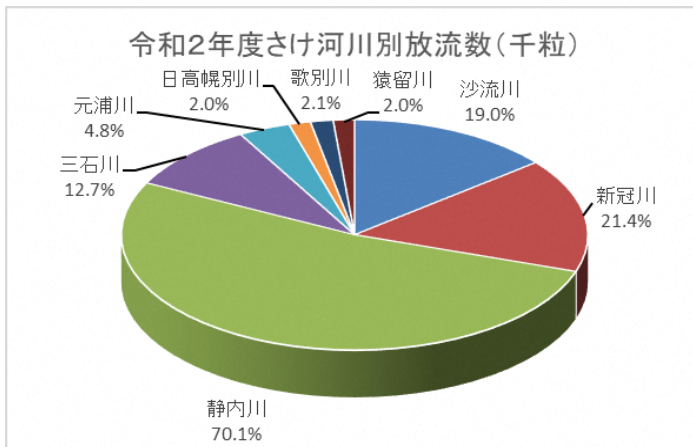
(単位：尾)



令和3年度さけ河川別捕獲尾数	
沙流川	9,001
新冠川	6,768
静内川	47,309
三石川	8,416
元浦川	2,666
日高幌別川	1,036
歌別川	1,704
猿留川	471
管内計	77,371

- 注) 1 放流時期は翌年の春  
 2 元浦川、ニカンベツ川は補完河川

(単位：千粒)



令和2年度さけ河川別捕獲尾数	
沙流川	14,727
厚別川	16,591
新冠川	54,269
静内川	9,788
三石川	3,720
元浦川	1,558
日高幌別川	1,631
様似川	1,526
ニカンベツ川	103,810
歌別川	0
猿留川	0
管内計	0

○資料～独立行政法人水産総合研究センターさけますセンター  
 日高管内さけます増殖事業協会

## 第15. 水産技術普及指導について

水産技術普及指導所は、漁業者が取り組む資源管理・増殖に関する知識や技術の普及・指導、後継者育成など総合的な普及活動を行っています。

【所在地】日高地区水産技術普及指導所 〒057-8558 浦河町栄丘東通56号  
 (担当区；日高町～えりも町) 電話 (0146)22-9327  
 FAX (0146)22-9330

静内支所 〒056-0005 新ひだか町静内こうせい町2丁目2-10  
 (担当区；日高町～新ひだか町) 電話 (0146)42-2055  
 FAX (0146)42-2055

### (1) 令和3年度普及活動実績

区分	課題	普及対象
魚類の増殖・栽培・資源管理	サケ・マス増殖指導	ひだか漁協全組合員、日高中央漁協
	マツカワ栽培指導	日高管内栽培漁業推進協議会
	シヤマモ資源管理指導	ひだか漁協ししゃも着業者、えりも漁協庶野支所ししゃも部会
	スケウダラ資源管理指導	日高中央漁協定置部会・底曳部会・漁船部会・すけそ刺網部会
水産動物の増殖・資源管理	エゾバフノウニ増殖指導	
	マナマコ資源管理指導	ひだか漁協なまこ着業者、日高中央漁協荻伏・浦河・様似なまこ部会、えりも漁協冬島・近笛・本町・歌別・東洋・えりも岬なまこ部会
	マナマコ増殖指導	日高中央漁協荻伏・浦河・様似なまこ部会、えりも漁協冬島・近笛・本町・歌別・東洋・えりも岬なまこ部会
	稚ダコ保護・育成確効果調査指導	ひだか漁協新冠支所たこ漁業着業者
	タコ増殖指導	日高中央漁協荻伏支所・本所タコ部会
ケガニ資源管理指導	各漁協毛がに部会(ひだか、日高中央、えりも)	
貝類の資源管理	ホッキガイ資源管理指導	ひだか漁協富浜・門別本町・厚賀・新冠・入船・東静内ほっき部会、日高中央漁協荻伏(着業者)・浦河・様似ほっき部会、えりも漁協冬島・えりも岬・庶野ほっき部会
	エゾボラ資源管理指導	日高中央漁協様似支所つづぶ部会・小型カレイ刺網部会、えりも漁協本所つづぶかご部会・沖合部会・小型機船部会・庶野支所つづぶかご部会・沖合部会
藻類の増殖	コンブ増殖指導	ひだか漁協門別コンブ着業者・新冠こんぶ部会・春立海藻組合・三石昆布組合、日高中央漁協荻伏・浦河・様似昆布組合、えりも漁協冬島・近笛・歌別・東洋・えりも岬・庶野実行組合
	フノリ増殖指導	えりも漁協東洋・庶野実行組合
漁業経営・流通	沿岸漁業改善資金利用指導	ひだか漁協、日高中央漁協、えりも漁協組合全組合員
担い手育成	浜の担い手育成指導	各漁協青年部員、各漁協女性部員、指導漁業士、女性漁業士、青年漁業士
漁場環境・保全	沿岸環境調査指導	ひだか漁協、日高中央漁協、えりも漁協組合全組合員
情報関連	情報関連調査指導	



マナマコ資源管理指導



フノリ増殖指導指導

## 第16. 委員会指示等について

### ★海区漁業調整委員会とは??

海区漁業調整委員会は、その漁業調整機構の運用によって、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、漁業生産力を発展させることを目的として、漁業法に基づき設置された機関。

### (1) 日高海区漁業調整委員会が発動した委員会指示

#### ★委員会指示とは??

委員会が、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときに、水産動植物の採捕の制限又は禁止など、関係者に対し発する指示。

#### 令和3年度に発動した委員会指示：まつかわの採捕制限に係る委員会指示

指示期間	令和3年8月8日～令和4年8月7日
指示海域	広尾町とえりも町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分の線以西の日高振興局管内沖合海域
委員会指示の内容	全長35センチメートル未満のまつかわを採捕した場合は、速やかに海中に還元しなければならない
備考	国、地方公共団体、独立行政法人、大学又はこれらの機関から委託を受けた者が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない

### (2) 日高海区漁業調整委員会が行っている調査等

#### ★さけ定置漁業の漁獲実績の把握

当管内におけるさけの漁獲状況を把握することにより、さけ資源の利用・調整に役立てています。

#### ●令和3年度日高管内秋さけ定置漁業による漁獲重量（単位：kg）

えりも漁協		日高中央漁協		ひだか漁協	
庶野	438,994	様似	87,757	三石	55,615
えりも	219,789	浦河	76,121	静内	118,298
冬島	54,072	荻伏	81,433	新冠	69,432
				門別	26,628

## 第17. その他(水産業関連取組事例)

### (1) 日高管内漁業士会の活動

地域漁業の振興にあたり、将来的に漁村地域の中核となり得る青年漁業者、また、漁村青少年の育成などに指導的な役割を果たしている全道の各漁業者に対して、北海道知事より「北海道漁業士」としての称号を付与しています。現在、日高管内には16名の漁業士がおり、日高管内漁業士会として、地域の活性化、漁業の振興を目的に活動を行っています。

令和3年度は令和2年度に引き続きコロナ禍にあり、また、9月頃から日高管内をはじめとする道東太平洋沿岸において発生した、新たな赤潮原因プランクトンによる赤潮の影響により管内水産業が未曾有の危機を迎えました。

しかし、このような厳しい状況を打破するべく、当会では会員の皆様にご協力いただきながら少しずつ活動を実施しました。

#### ○令和3年度の主な活動

- ・第16回日高・胆振太平洋海域漁業士交流研修会（11月）

平成15年より胆振管内漁業士会と行っている交流研修会を新ひだか町静内コミュニティセンターにて行いました。

コロナ禍における水産物のPRに関する取り組みや昨今の漁業被害の状況などについて意見交換を実施しました。

- ・日高管内漁業士会Web研修会（3月）

国立研究開発法人水産研究・教育機構様にタコの養殖技術開発の現状や磯焼け対策、赤潮についてリモート会議システムにてご講演いただきました。

### (2) 新型コロナウイルスや赤潮が水産業に与えた影響とその対策

令和2年に引き続き新型コロナウイルス感染症により外食産業における消費の低迷が続きました。また、9月には、道東太平洋沿岸の広範囲で過去に例がないほどの赤潮が発生し、ウニやサケが大量にへい死するなど水産物に甚大な被害が生じました。

そこで日高振興局では、管内漁業者・漁協・水産加工業を応援し、地域を盛り上げる取り組みとして「日高の海の幸フェス」を開催しました。令和4年1月から第1弾の取り組みとして、漁業者・漁協・沿海町など地域と連携して、日高管内で水揚げされている新鮮な魚を使用した料理を毎日道庁のSNSで発信する日高の海の幸料理365日投稿チャレンジを行いました。



← 投稿はこちらのQRコードから



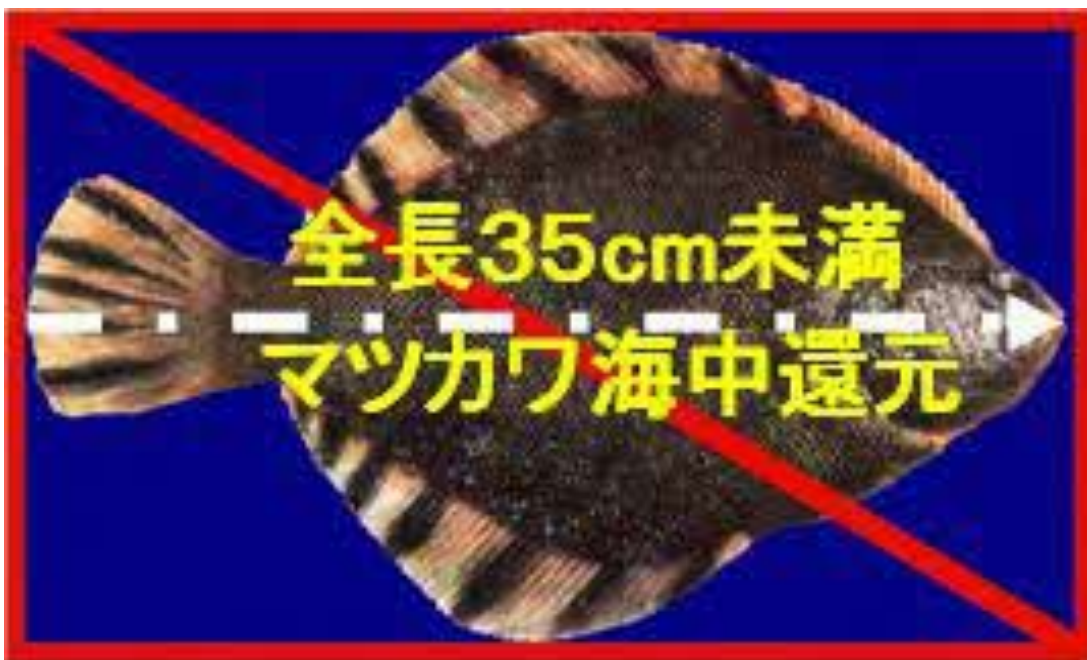
### (3) 王鰈(マツカワ)

当管内では、平成5年から試験的に種苗放流が開始され、放流数の増加に伴って漁獲も右肩上がりとなっています。

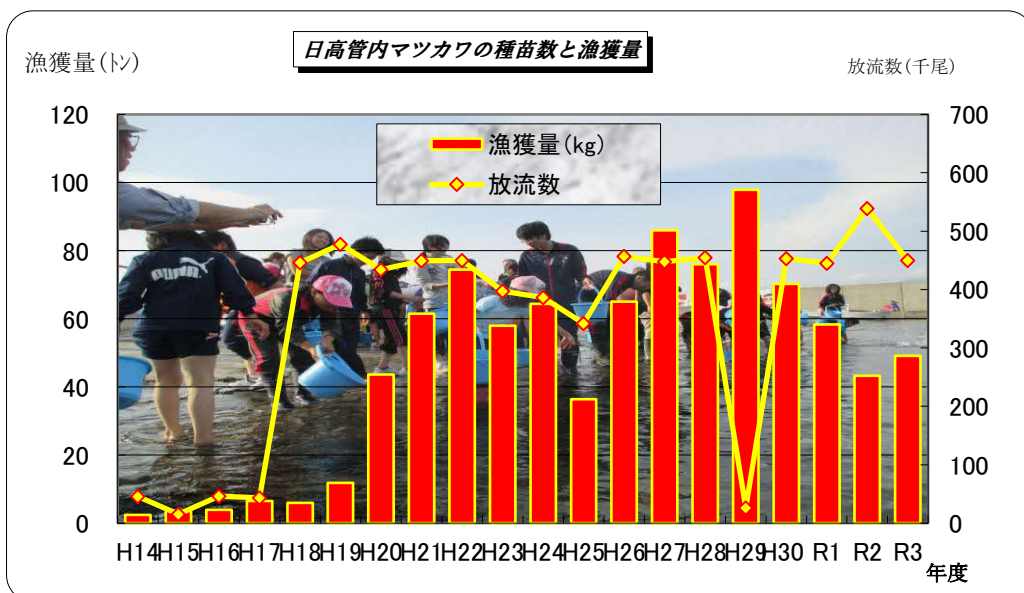
平成18年には北海道栽培漁業拠点センター（伊達市、えりも町）の供用が開始され、えりも町から函館市南茅部までのえりも以西太平洋海域では135万尾の種苗放流を行い、150tの資源造成を図る計画となっており、うち当管内各地より45万尾（令和3年度実績・標識及びイベント含む）が放流されました。

#### 《マツカワ資源管理》

マツカワの資源造成を図る上で、放流後のマツカワ稚魚を適切に保護・管理・育成するため、函館市からえりも以西の太平洋海域において、「全長35cm未満のマツカワの海中還元」を主な内容とした海区漁業調整委員会指示が発動され、漁業者はもとより遊漁者も対象とした資源造成に取り組んでいます。



全長35cm未満のマツカワを採捕した時は、速やかに海中へ戻して下さい。



## 第18. 各種名簿について

### (1) 日高海区漁業調整委員会委員名簿(第22期)

(R3. 4. 1現在)

任命区分	氏名	職名	備考
漁業者等委員	大澤 晃弘	会長	漁業(日高管内さけ・ます増協 副会長)
	神田 勉	副会長	漁業(えりも漁協 組合長)
	逢山 義幸	職務代理者	漁業(日高中央漁協 理事)
	佐藤 勝	委員	漁業(えりも漁協 理事)
	梶川 徹	委員	漁業(ひだか漁協 監事)
	安田 司	委員	漁業(えりも漁協 副組合長)
	坂本 好則	委員	漁業(えりも漁協 副組合長)
	駿河 秀雄	委員	漁業(日高管内さけ・ます増協 理事)
	浦川 聡	委員	漁業(日高中央漁協 副組合長)
	山中 孝俊	委員	漁業(ひだか漁協 理事)
学識経験委員	中村 敬	委員	ひだか漁協 専務理事
	小松 伸美	委員	日高中央漁協 専務理事
	住野谷 張貴	委員	えりも漁協 専務理事
中立委員	深根 英範	委員	日高町 副町長
	中村 義弘	委員	新冠町 副町長

※任期は令和3年4月1日～令和7年3月31日まで

### (2) 漁協青年部名簿

(R3. 4. 1現在)

組織名	部長名	部員数	備考
ひだか漁協青年部	右近 鉄也(門別)	19	会長(連絡協議会)
〃	関口 隆(新冠)	10	
〃	壁岸 秀征(静内)	24	
〃	池田 大輔(三石)	9	
日高中央漁協青年部	休 部	-	(東栄)
〃	土谷 進(荻伏)	14	
〃	富田 貴憲(浦河)	18	副会長(連絡協議会)
〃	菊地 竜彦(様似)	9	
えりも漁協青年部	坂本 雅彦(冬島)	12	監事(連絡協議会)
〃	田村 雄毅(近笛)	13	監事(連絡協議会)
〃	大山 健太(本町)	14	
〃	吉田 祐一(東洋)	13	
〃	山形 慎之佑(えりも岬)	11	
〃	金沢 圭介(庶野)	5	
〃	田中 輝穂(目黒)	9	
〃	休 部	-	(歌別)
日高地区漁協青年部連絡協議会(R3. 4. 1~R4. 3. 31)			協議会 会員数 180人



**(3) 漁協女性部名簿**

(R3. 4. 1現在)

組織名	部長名	部員数	備考
ひだか漁協女性部	関口 あき(門別本町)	5	
〃	星野 重子(門別厚賀)	17	
〃	高野 恵里子(三石)	48	
〃	休 部	-	(門別富浜・新冠・静内)
日高中央漁協女性部	若槻 恵美子(荻伏)	25	
〃	高城 誓子(浦河)	64	副会長(連絡協議会)
〃	古海 光枝(様似)	88	監事(連絡協議会)
えりも漁協女性部	坂本 いづみ(冬島)	93	副会長(連絡協議会)
〃	神林 邦仁子(近笛)	60	監事(連絡協議会)
〃	新松 衣里子(本町)	36	
〃	川崎 尚子(えりも岬)	45	会長(連絡協議会)
〃	長内 里加(庶野)	25	
〃	休 部	-	(歌別・目黒)
日高地区漁協女性部連絡協議会(R3. 4. 1~R4. 3. 31)			協議会会員数 506人

**(4) 日高管内漁業士会名簿**

(R3. 4. 1現在)

所属漁協	地区	認定年度	種類	氏名	役職名
ひだか 漁協	門 別	平成 18 年	指 導	武井 一美	
		平成 23 年	指 導	金子 年明	
	新冠	平成 24 年	青年	関口 隆	監事
		静 内	平成 16 年	指 導	外館 守
	平成 29 年		指 導	山下 和男	監事
	三 石	平成 22 年	青年	石井 善彦	
平成 27 年		指 導	中村 一憲		
日高中央 漁協	荻 伏	平成 15 年	指 導	岩間 俊幸	
	浦 河	平成 21 年	指 導	高桑 金吾	副会長
		平成 26 年	指 導	日田 隆	
	様似	平成 21 年	指 導	古海 光枝	
平成 22 年		青年	住岡 圭一郎		
えりも 漁協	冬島	平成 28 年	指 導	伊藤 栄	事務局長
	えりも	平成 17 年	指 導	川崎 尚子	副会長
		平成 21 年	指 導	根井 博文	会長
	庶 野	平成 26 年	指 導	工藤 昌一	